



がんサバイバー



「がんサバイバー」という言葉をご存じですか。「サバイバー」は、診断時、治療中、経過観察中、治療後の全ての方を含む「がん体験者」のことを指します。

近年、診断・治療法の進歩により生存率が向上し、「がんサバイバー」は増加していますが、その一方、**治療後は治療前と異なった体力面、精神面、経済面などの問題に直面することもあり、就労問題も課題の1つです。**

「がんサバイバー」の就労に対して、

1. 2012年にがん患者の就労を含む社会的な支援が第2期がん対策推進基本計画に新たに盛り込まれました。※1
2. 2016年2月には厚生労働省から事業場における治療と職場生活の両立支援のためのガイドラインが作成されました。※2
3. 同年12月にはがん対策基本法が改正※3
⇒がん患者就労支援は企業努力義務となりました。
4. 2018年には「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」とする〈がん予防〉〈がん医療の充実〉〈がんとの共生〉の3本柱とする総合的ながん対策の第3期がん対策推進基本計画が掲げられました。※4
5. 2023年3月に新たに策定された第4期がん対策推進基本計画では、「**誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。**」という全体目標のもと、前述した第3期基本計画の3本柱の構成は維持しつつ、各分野における現状および課題に対し、取り組むべき施策が定められました。※5

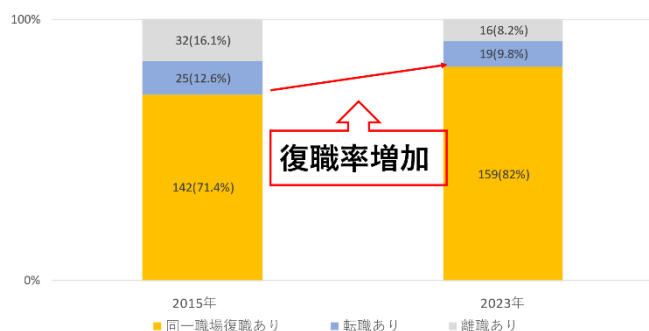


がんサバイバー



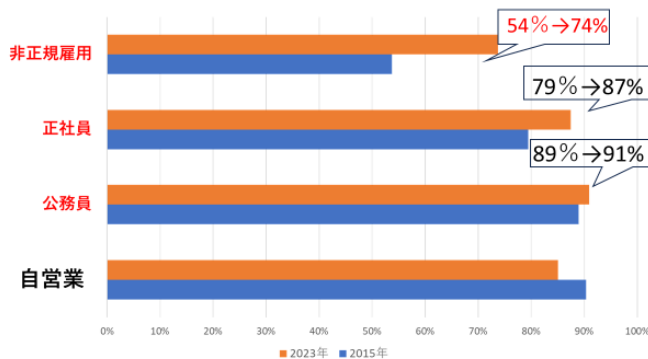
婦人科がんは就労世代に好発する悪性疾患であり、がん対策基本法前後（2015年、2023年）での離職状況変化を当科で検討を行うと、非正規雇用者は54%から74%、正社員は79%から87%、公務員は89%から91%といずれの職種も職場復職率は向上し（図1・2）、がん対策基本法改正により職場復帰率は向上し、年々「がんサバイバー」の職場復帰しやすい環境に改善していることが示されました。

図1. 復職・離職・退職率の変遷



復帰率の増加と離職率・退職率の減少を認めた

図2. 職種別の変遷



2015年より被雇用者の復職率は増加

【参考文献】

- ※1 厚生労働省：がん対策推進基本計画. 2012.
- ※2 厚生労働省：事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン. 2016.
- ※3 厚生労働省：がん対策基本法. 2016.
- ※4 厚生労働省：第3期がん対策推進基本計画.
- ※5 厚生労働省：第4期がん対策推進基本計画.